

第7日（平成15年9月17日 午後1時開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（環境部長・道路部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 それでは、通告に従いまして、順次質問に入らせていただきたいと思います。

昨年度から「清潔で美しい船橋をつくるために」というテーマでしつこく追いかけてきたわけですが、昭和28年の巳年の生まれというわけだろうと思っておりますけれども、しつこくさらにパート3ということで質問をさせていただきます。できれば、このテーマにつきましては、今回で最後にしたいと思っておりますので、ぜひ実のある議論と結論を導き出していただければと思います。

まず、本論に入ります前に、8月1日の新聞でこのような記事が載っておりましたので、ご紹介させていただいて質問に入らせていただきます。

これは千葉日報ですが、「解体ごみ不法投棄容疑の2人を逮捕」ということで県警からの発表になっています。「県警環境犯罪課と船橋東署は31日、廃棄物処理法違反の疑いで東京都江戸川区南葛西」云々、これは企業名、個人名が載っているんですが、続いて、「両業者を逮捕した」と。「調べでは、島容疑者らは6月1日早朝、船橋市小野田町の休耕畑に畳や廃プラスチックなどの家屋解体ごみ約15立方メートルを不法に捨てた疑い。同課によると、真田容疑者は不法投棄場所を探すブローカーと見られ、現場も真田容疑者が島容疑者に紹介し、報酬現金5万円を受け取っていた」というふうに載っておりました。

船橋市は中核市になり、産業廃棄物については市に産業廃棄物課を立ち上がらせたばかりの事件ということで、また解決であり大変素晴らしいことだと思っております。この新聞は警察発表なわけですが、担当課としてもっと細かい経過等ございましたら教えていただければと思います。

では、まず第1に、おなじみの放置自動車に入りたいと思うんですが、通告書のところに放置自動車の発生防止及び処理に関する条例ということで、ほかの3つの条例と一緒に並べて書いてあるわけなんです、これはこういった条例をつくってほしいという願いを込めて一番最初に書いたわけですが、仮称ですけども。

まず第1に、放置自動車についてお聞きしたいと思います。これについては、昨年6月議会で高瀬町の放置自動車と大型ごみ等の不法投棄の悲惨な状況の写真を理事者の方、議員の方々に見ていただきました。9月議会でパート2として質問をするまでに担当の課で処理をしていただいたのですが、それが6月18日に警告書を張って7月2日に撤去したという、

そういった報告が9月議会で行われました。

そして、撤去しているそのさなかに、既に2台放置されておりまして、これは撤去できず、9月の答弁では次回は11月に予定されておりますので、その中で対応したいという答弁でした。

このように歯抜けで撤去することが次々とうこういった状況を招くんだというふうな議論をさせていただいたわけですが、そして放置自動車を放置自転車の撤去と同じようにすぐに撤去することが必要なのだというふうな、そういった質問に対しまして、放置自動車を市が迅速に処理するには条例の制定、あるいは一時保管場所の施設の確保が必要となるので、検討すべき課題を抱えているという答弁でした。その後、この検討はどのようになされたでしょうか、お聞かせください。

この場所を私はずっとウォッチさせていただいていたのですが、その後、片付けられた様子を私は記憶していません。あるいは片付けたのかもしれませんが、この7月ごろに――6月末ですか、見に行ったときには5～6台が既に放置されておりました。そのうちの1台、記憶にきちんと残っているのは沼津ナンバーのプレートがついた軽自動車なんですけれども、これは前年の9月議会で取り上げたときにも残っていた車ですから、1年以上その場所に残っていたということになります。

そして、この7月ごろ見に行ったときには、この沼津ナンバーの車も含めて5～6台になっていたわけですが、その後見に行きましたら、最近、撤去されたようです。しかしながら、私が見たときには既に、前にも見た車が1台残っておりました。ボンネットがあいていまして、車のボンネットの上がっている部分にはほかの車の部品が詰め込まれていたり、ナンバーがなく、車の中にもまたほかの車の部品がいっぱい積んであるというふうな乗用車でした。明らかに事業者かあるいはマニアではないかなというふうに思われます。

1台だけ残しておけば、また来年の今ごろは5～6台になっているのではないかなというふうに危惧するわけです。早く条例化して、船橋市の放置自動車に対する決意を社会に知らしめるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

条例の中に含むべき内容として、まず1つは、放置自動車はすぐに移動、保管、撤去ということ。2つ目に、明らかに廃棄物と思われるような自動車は廃棄物と認定し、すぐに撤去、処分できるようにすること。3つ目に、道路上のみならず、公園や駐車場はもちろん、個人所有の山林などもその中に含めるということです。

これは前回の6月議会のときにお聞きしたとき、社会教育課が管理している駐車場、ここについては交通安全課では対応できないということで、社会教育課が対応したというような経緯がありました。

また、個人所有のものという部分では、豊富の県民の森の周辺の空き地に、私が見つけてからでも既に7年以上、恐らく10年近くになるんじゃないかと思うんですけれども、放置さ

れたままになっている車があります。そして、その周辺はごみ捨て場のようになってしまう状況だからです。山の中でガソリン等が入ったまま、大変危険だと思われま

4つ目に、市、市民、事業者の責務を明確にして、それぞれの役割を明記すること。5つ目に、撤去費用は本人負担とし、先ほどの産業廃棄物課のように調べて本人に請求し、罰則規定を設けること。

思いつくのはこのくらいですけれども、来年7月からは自動車リサイクル法が施行され、17年1月からは完全実施されるということで、業界では車の廃棄処理費用がさらに高くなるのではないかというふうに言われています。また、当面、処理費用支払い済みの自動車と、そうではない、まだ払っていない自動車ができるわけで、これから数年間は放置自動車の増加が予想されると思うので、ぜひ先ほど私がお提案した条例についてご検討いただき、ご回答をいただければと思います。

次に、放置自転車について質問させていただきます。

この問題も全国各地の自治体が抱える問題です。先週、会派で夕方の津田沼駅周辺を見て回りました。無許可で置かれた自転車の間を人がすり抜けて、遠慮がちに歩くというような状況です。先日もNHKの「ご近所の底力」という番組でも取り上げられていましたが、各自治体のさまざまなアイデアを紹介しておりました。

例えば、松山市では不法駐輪されそうな場所に女性の誘導員を配置して駐輪場まで案内したり、武蔵野市の吉祥寺駅前では、日曜日などは駅周辺の銀行などの駐車を駐輪場として開放したり、また市川市行徳駅前では、NPOによる共有リサイクル自転車「フレンドシップ号」というのを運営しているなど、さまざまな工夫を凝らしています。こうした事例を参考にしながら、対策をつくらなければならないのだと思います。

また、北習志野の駐輪場を使っている方から、次のような苦情をいただきました。この方は駅に一番近い千葉銀行のそばの駐輪場を年決めで借りている方なんですけれども、朝一番で会社に出かけるときは指定の場所に置けるけれども、ちょっと遅い時間になると1日借りの自転車がいっぱいになっていて、指定された場所には置くことができず、また遠いところへ戻って置くということも面倒なので、ついその辺に置いてしまうということでした。

どこの駐輪場に置くようにということを年度当初にくじ引きで決めているわけで、決めておきながら整理員の人はずいぶん1日借りの人に貸してしまうんだというふうに、正規の人が置けなくなってしまうのだというのは腑に落ちないというふうに私に訴えておられました。このようなことがあるのかということをお聞きします。

それと同時に、先番議員もお聞きしておりましたが、駅のすぐ近くにすべての駐輪場を確保することは難しいわけですから、距離によって使用料を変えてみたり、そういった工夫はいかがなものでしょう。

また、先番議員も言うておりましたけれども、モラルからルールへということで、罰則も

かけられるようにする必要もあるのではないのでしょうか。

次に、あき地に係る雑草の除去に関する条例、これについてお聞きします。

通称草刈り条例というんですけれども、私の環境問題、昨年の6月からこのことを言い続けているわけなんですけれども、この草刈りの問題が最初の出発でした。坪井町にみどり町会という町会があります。この町会に隣接する1,200平米、非常にこう広い土地ですけれども、法人所有の土地が全く管理されておらず、草丈も私の背丈以上になっており、防犯上から心配であり、またそばを川が流れていることから蚊や虫の発生の源になるし、冬は枯れ草が火災等の危険があるということで、数年前から町会の方たちが市に対して草刈り条例に従って対応をお願いしてきた経緯があります。

市の返事は毎年同じ返事で、法人の所在が不明で手紙を出しても戻ってきってしまうので、個人の所有地に対して断りなく立ち入ったり、草を撤去することができないということで、これ以上手を出すことは出しようがありませんという、そういう回答でした。

そこで、住民の方たちは、市としては違法だから立ち入りできないという土地に対して告示をして、またそれでも法に触れるかもしれないということを承知の上で、町会の方々30人、40人で草刈りをし、その土地の外にきちんと草を出しておくわけです。そこで初めて市はトラックで清掃工場に運んで焼却してくださるわけです。草刈りをしたことが犯罪ならば、それを運んだ市も結局は共犯関係になるのではないのでしょうか。

そこで、市の条例を見てみました。第4条で、「市長は、あき地が不良状態になるおそれがあると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な助言及び指導をすることができる」、この「できる」というところを覚えといてください。そして、第5条においては、「市長は、あき地が不良状態にあると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、雑草の除去を命ずることができる」となっています。そして、第5条の2項においては、「市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去するについて、行政代執行法の定めるところによりこれを行うものとする」——「行うものとする」というふうになっているわけです。第2項は、命令に従わないときは、これは行わなければならないというふうな、そういった書き方です。

平成14年度、この条例で文書により助言・指導をした件数が242件だそうです。そのうち、回答がなかった件数が40件。その40件のうち、所在不明で郵便が戻ってきた分が2件だったそうです。そして、この5条の命令をした件数は0件です。命令はできる規定ですから、やらなくてもいいわけなんですけれども、これに従わなかった場合は、代執行はしなければならないというふうに規定されています。ですから、逆に言うと命令はできないというふうな、そういうふうに取り扱われるわけです。

このままでは、生きた条例とは思えません。やはりこの条例もこの条例の中で立入調査権

や費用負担等、罰則についてきちんと明記すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。抜けない刀を持って戦に臨むほど大変な、行政の職員の方も大変だろうと思います。

次に、ポイ捨て防止条例ですけれども、これも各自治体が大変苦勞してさまざまな形で工夫しております。この条例で、対象としているものは、空き缶等ということで規定されているわけですが、たばこの灰とかチューインガムとかという定義になっているわけですけれども、このほかに犬のふんや、あるいはもっと大型の冷蔵庫とか、そういう大型のごみ、またよく駅前で配っているチラシやティッシュなどはどうなっているのでしょうか。

また、この条例についても先番議員に対する答弁の中で、罰則規定も含めて条例改正の検討をするというニュアンスのご答弁がありましたけれども、再度、明確なご答弁をお願いいたします。

次に、ごみ減量の問題を質問させていただきます。

先日、船橋市の平成15年度の市政概要をいただきました。見てみると、平成14年度の可燃ごみも粗大ごみも大分ふえているんですけれども、一方、資源ごみが平成10年度から毎年のように減ってきています。このことについて、どのように分析し、今後の船橋市のごみ行政をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、昨年6月議会で私の質問に対する答弁で、ごみ対策研究会を立ち上げるというご答弁をいただき、その後、研究会が行われていたようなんですけれども、報告書等、どのような内容だったのでしょうか。また、それを受けてどのように施策に反映させていかれるのか、お聞かせください。

以上、第1問といたします。

[環境部長登壇]

●環境部長（三橋勝吾） 「清潔で美しい船橋をつくるために（パート3）」のうち、所管の事項についてお答え申し上げます。

8月1日の新聞で報道された不法投棄の報告ということについてでございますが、平成15年6月10日に、家屋を解体した廃材が休耕地に不法投棄されたとの通報がございました。早々、現地に赴き、地主などから聴取したところ、土地を貸した事実はなく、前日の夜間から早朝にかけて不法に投棄されたことが判明いたしました。

原因者の追及と原状回復を目的として、手作業で廃棄物をくまなく調査し、排出源の特定を行いました。原因者及び排出源を特定できるようなものはありませんでした。しかし、1枚のコンビニエンスストアのレシートが投棄物件の周辺に、投棄物件とは一見無関係のように落ちていました。このレシートを見ると、通報日の前日に発行されておりましたので、疑問に思い持ち帰りました。もしレシートと投棄物件に関連があれば、解体場所とコンビニ

エンスストアが直近であると推察されたことから、6月12日現地へ赴き付近を捜索したところ、家屋解体跡地を探し出しました。近隣住民に聞き込み調査などを実施した結果、排出源及び解体業者等が判明したことから、事案の概要を管轄署である船橋東警察署に情報提供して捜査協力をいたしました。

今後につきましても、もとより不法投棄の発生の防止に努力してまいります。不法投棄が発生した場合には迅速な発見、不法者の徹底的な追及、原状回復を図ってまいります。

次に、あき地に係る雑草の除去に関する条例についてでございますが、空き地にかかる雑草の除去に関しましては、相談や苦情をもとに現地を確認し、空き地の管理者に対し文書による助言・指導を行い、火災や犯罪発生の予防と清潔な生活環境の保持に努めているところでございます。

ちなみに、ご質問者が述べられたとおり、平成14年度に空き地の管理者に対し助言・指導を行った件数は242件で、このうち83.5%に当たる202件については回答があり、指導に従って雑草の除去を実施していただいております。

なお、残り40件のうち、あて先不明返戻分の2件を除く38件につきましても回答がなかったものの、その後引き続き付近の方からのご要望がなかったことから、大半が雑草の除去にご協力いただいたものと思っております。

以上のことから、命令や行政代執行といった条例上の措置には至らないまでも、ほとんどの例は対応がとれているものと考えているところでございます。

しかし、ごく一部の方につきましては所有者が不明あるいは理解が得られないため、十分な対応がとれず苦慮していることも事実でございます。

ご質問者がおっしゃる費用負担や罰則規定を明記すべきではないかとの件につきましては、近隣市を含めまして他市の状況を調査してまいったところでございますが、必ずしもこれらの規定が有効に使われているとの回答は得られていない状況でございます。

このことは、いずれの市も本市と同様に根気よく指導・助言を行い、市と管理者の合意のもとに解決することを第一義として努力している現状にあるからだと思っております。しかしながら、抑止力という見地もありますことから、ご指摘の件につきましては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

次に、ポイ捨て防止条例についてでございますが、ご質問の犬のふんの処理につきましては、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い主の遵守事項として規制をしておるところでございます。

また、大型のごみ、いわゆる粗大ごみにつきましては船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定し、処理をいたしておるところであり、駅前などで配られているチラシやティッシュにつきましては、ポイ捨て防止条例の中でポイ捨て禁止と事業者に対する責務を含

めて規制をいたしておるところでございます。

次に、ポイ捨て防止条例に罰則規定を設けることについてお答え申し上げます。

ご承知のように、ごみの不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定し、これに違反しますと刑罰の5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられたり、これらを併科されることとなります。

これを前提としてポイ捨て防止条例は制定されておるわけでございますが、今後、不法投棄のうち、空き缶やペットボトル等のポイ捨てに係る条例上の義務違反に対し罰則を設けるかどうかについては、他市の状況等を参考にしながら研究をしていきたいと思っておるところでございます。

次に、ごみ減量に関するご質問にお答え申し上げます。

平成14年度において可燃ごみの収集量がふえましたのは、市街地のごみ処理人口の増加によるものであり、直営収集区域においての収集量は減少いたしております。

また、事業系ごみを扱っている許可業者の搬入量がふえているのは、事業系の適正排出が進んだものと理解をいたしております。

また、粗大ごみの収集量の増加につきましては、平成14年10月から有料化を導入いたしましたので、これに伴う駆け込み排出によるものであり、また資源ごみの収集量が減少しているのは、飲料容器が瓶・缶からペットボトルへの変化と、スチール缶からアルミ缶へと軽量化が進んでいることによるものであると考えておるところでございます。

市といたしましては、今後とも必要な措置を講じながら、市民の皆様にも、より一層のごみ減量とリサイクルの推進をお願いするとともに、事業者に対しましては適正排出の指導徹底を行うなど、ごみ処理経費の節減に努めてまいりたいと思っております。

次に、ごみ対策研究会の報告書の内容に関するお尋ねでございますが、ごみ減量再資源化強化月間の制定、環境シンポジウムの開催、エコ・ファームの開放などの提言をいただいております。平成15年度におきましては11月を強化月間とし、環境シンポジウムの開催やマイバック買い物の励行、レジ袋・包装紙の辞退運動の実施及び市内の小中学校の児童生徒からのポスター・標語の募集を受け、ごみゼロニュース発行の準備を進めております。

さらに、エコ・ファームの開放につきましては、ごみの減量化を目的とした堆肥化機器やコンポスターの購入費補助を受け、堆肥化を行っている市民を対象にして、西船橋に21区画の農地を確保し、9月1日から無料貸し出しを行い、好評を博しているところでございます。

以上でございます。

[道路部長登壇]

●道路部長（鈴木政男） 「清潔で美しい船橋をつくるために（パート3）」のうち、放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

現在、放置自動車の処理につきましては、国の通達による道路法を準拠して路上放置車両処理事務取扱要綱に基づき警察と連携し、スピーディーな撤去処理に努めているところでございます。

そこで、交差点等の危険な箇所に放置されているなどの緊急性のある車両につきましては、本市所有の一部に一時保管をしております。また、繰り返し放置される箇所を中心に、交通管理者である所轄の警察署及び道路管理者と協議の上、道路交通上、支障を来さない範囲でガードパイプやセーフティーコーン等を設置し、再発防止策を講じているところでございます。

ご指摘の高瀬町運動広場グラウンド前の放置自動車処理につきましては、今月中に撤去する予定でございます。

ご提案の条例化することにつきましては、確かに市民のみでなく事業者等への周知、啓発等での抑止効果が望めますので、現在、条例化がよいのか、あるいは現行の要綱を強化していくのか、検討しているところでございます。

なお、ご質問の条例に含むべき内容の中で、道路上のみならず公園や駐車場はもちろん、個人所有の山林などもその中に含めることにつきましては、道路法に基づき撤去処理しておりますので、放置自動車の撤去範囲は市道及び市の管理地に限定したいと考えているところでございます。

また、撤去費用は本人負担とし、わかれば本人に請求し、罰則を設けることにつきましては、実効性があるかどうか、各市における実施状況を調査してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、条例化の問題につきましては廃物の認定等、庁内での横断的な連携が重要でありますので、今後、環境部を初め、関係機関と協議・検討してまいります。

次に、北習志野第1駐輪場の正規利用者と1日利用者の駐輪についてのことに关しましては、この駐輪場は歩道の一部を活用し、約200メートル区間を暫定的に駐輪場として整備したものでございます。定期利用600台、日決め利用150台の2本立てとなっております。

また、特に定期利用、日決め利用の駐輪区分は設けておりませんので、利用者は駅に近い方から随時駐輪していきますので、ご指摘のようなことが発生し、ご迷惑をおかけしておりますが、今後はそのようなことがないように、整理員による案内指導などを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、距離によって使用料を変えてみてはいかがかということでございますが、船橋市自転車等の放置防止に関する条例により、自転車の整理に要する費用としていただいているところでございます。したがって、同一駐輪場において距離によって料金に格差をつけることは公平な利用等の観点から難しいものと考えておりますが、今後、調査研究してまいりたいと思います。

続きまして、移送保管された自転車に対し罰則をかける必要があるのではないかと

ことでございますけれども、所轄警察署の協力を得ながら、防犯登録制度を活用し、移送自転車の返還に努めておりますが、所有者の判明ができない自転車も多くございます。このようなことから、引き取りのない自転車は所有者が判明せず、捨てられた自転車であり、罰則を科す相手を特定できないことから、実効性が極めて難しいと考えておりますので、今現在、罰則を設けることは考えてございません。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　ご答弁ありがとうございました。

産業廃棄物課——新設された課ですけれども、市民からの通報に対してすぐに対処し、たった1枚のレシートから結果に導いたこの仕事に対しては、本当に感謝を申し上げます。

次に、空き地についてですけれども、ほとんどのところは何の問題もなく進んでいるんだということですが、私が相談を受けたのはたまたま数少ないうちの1件、あるいはたったその1件だけだったんだと思うわけですが、それで片付けられては、そこに関係する人たちはたまらないわけです。

確かに、罰則規定を設けたからといって一挙に解決するとは思いません。根気よく指導・助言をしていくことは大事なことです。私が調べた限りでは罰則規定を設けている自治体、数多くあるんですけれども、例えば東大阪市などでは罰則規定、立入調査、これを規定しているわけですけれども、そのほかに空き地の活用ということで、「市長は、地域住民の福祉の向上を図るため、空き地の活用について当該空き地の所有者と協議することができる」というふうに条例をつくっております。ここは罰則規定を設けて代執行はないわけですけれども、（予定時間終了5分前の合図）また鎌倉市も空き地の所有者と市長が協議して公共の福祉のために活用することができるというふうになっています。

いろんな形でそうした空き地を放置されている側に預けるのでなくて、こちら側に取り込んだ格好で活用していく方法を考えていただきたいというふうに思います。

それから、ポイ捨てですけれども、市の中には罰則規定を設けた条例というのでも幾つかあるわけですね。これから先、先日の先番議員の答弁の中では、ポイ捨てについても研究、検討していくよということでした。ぜひ、市川市や松戸市等、他市も行っており、その辺も参考にしながら検討していただきたいと思うんですけれども、それと同時にチューインガムあるいは紙くずを捨てたのと、車を捨てたのと、自転車を捨てたのと、どれがどれだけ悪いのかという、そうした条例による整合性も考えながら対応をきちんと考えていただきたいというふうに思います。

それから、自動車ですけれども、昨年の高瀬については、昨年の9月に質問したときは、積

み残しの3台は11月に撤去するというご答弁をいただきました。きょうは今月中に積み残した1台は撤去するというご答弁をいただき、本当に感謝するわけですが、毎年私はここで同じ質問をしなければならぬのかというふうなことになってしまうわけです。速やかに撤去してきれいになったところには、やはり人間の気持ちとして捨てづらいという気持ちは生まれるわけで、一日も早い速やかな撤去あるいは廃棄ができるような、そういったシステムをつくらなければならないと思うわけです。

また、現状の手法、先ほど部長がおっしゃっていた道路法に基づいた撤去処理では、道路法ですから交通安全に限られてくるわけです。先ほどの答弁の中では公園等も含めるというご答弁で、そこまで広がったのかなとは思いますが、捨てた人が得するような、そんな状況は作りたくないと思うわけです。先ほどの産業廃棄物課が1枚のコンビニエンスのレシートから不法投棄者を特定し逮捕に至ったように、またクリーン推進課では民間の駐車場の中に冷蔵庫が捨てられていたような場合、土地所有者に相談するとともに、そこに張り紙をして2〜3日は見せしめにそのまま置いておくそうですけれども、数日後には撤去しているそうです。

道路法に基づいた交通安全課のみの対応では、今部長が答えられたのが限度なのかもしれません。環境部と共同でやれば、廃物として、要するに車でなくごみだよというふうに認定したものについては、すぐに廃棄することができるのではないのでしょうか。縦割りの行政を乗り越えて、プロジェクトを組んで、そういった対応の必要があるんじゃないかと思うわけです。

そのためには、昨年の9月の議会で条例をつくらなければできないんだというふうなご答弁をいただいているわけですから、きちんとつくったらいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

横須賀市の条例を参考にさせていただきましたら、見させていただきましたら、ここでは公共の場所に限らず、民間の土地についても（予定時間終了の合図）市が罰金をかけたり、あるいは廃棄したりするような規定になっております。また、東大阪市においても同じように対応できるような規定をつくっております。ぜひ、ご研究をいただき、市民がこれこそ平等だといえるような、そういった行政を行っていただきたいと思って、ご要望して終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。